

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十七日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十二号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する場合における当該職員

第四条の二第一項第一号中「イからホまで」を「イからニまで」に改め、同号ニを削り、同号ホ中「イからニまで」を「イからハまで」に改め、同号ホを同号ニに改める。

第五条の三中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる。

第五条の四第一項第一号イ中「イからニまで」を「イからハまで」に改める。

第五条の五第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第五条の六第一項第二号中「第八条の二第三項」を「第八条の二第四項」に改める。

第五条の七第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「以下同じ。」の下に「又は同条第三項の規定」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例第八条の二第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第五条の七第二項及び第三項中「第八条の二第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項中「同項」を「同条第二項又は第三項」に改め、同条第五項中「第八条の二第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第五条の八第一項中「第八条の二第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項各号を次のように改める。

一 条例第八条の二第二項又は第三項に規定する職員 第四条の二第一項第一号イからハまでに掲げる場合

二 条例第八条の二第四項に規定する職員 第四条の二第一項第二号イ及びロに掲げる場合

第五条の八第二項中「起算して条例第八条の二第二項」の下に「又は第三項」を加え、「前項各号」を「次の各号」に、「、条例第八条の二第二項」を「、これら」に改め、同項に次の各号を加える。

一 条例第八条の二第二項に規定する職員

イ 第四条の二第一項第一号イからハまでに掲げる場合

ロ 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合
二 条例第八条の二第三項に規定する職員

イ 第四条の二第一項第一号イからハまでに掲げる場合

ロ 当該請求に係る子が三歳に達した場合

三 条例第八条の二第四項に規定する職員 第四条の二第一項第二号イ及びロに掲げる場合

第十条第一項の表の第八号中「予防注射又は」を削り、同表の第十五号を次のように改める。

<p>十五 配偶者、父母、配偶者の父母又は子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話をを行うこと又は中学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合において疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。以下この項において同じ。）を行う職員が、当該職員以外に看護者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合にあつては、当該子の看護のため）勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において五日（中学校就学の始期に達するまでの子を二人以上養育する場合にあつては、五日をその者の看護のために加えた期間）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</p>
---	---

第十条第一項の表の第二十五号を第二十六号とし、第十六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次のように加える。

<p>十六 条例第十四条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</p>
---	--

第十四条第二項中「第十三号及び第十五号」を「第十三号、第十五号及び十六号」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。